

平成17年1月13日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部

## トラフグの肝に係る食品健康影響評価の依頼について

### 1. 経緯

フグの肝については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号の規定に基づき「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」として、現在食用が禁止されているところ、本件は、構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域に係る第5次提案募集において、佐賀県及び佐賀県嬉野町から提出されたフグ肝の可食化を求める提案書中の養殖方法により生産されるトラフグの肝の安全性について、平成17年1月11日付けで厚生労働省から食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

### 2. 佐賀県及び佐賀県嬉野町からの主な提出資料

#### (1) 食物連鎖によるフグの毒化機構について

※ フグの毒化機構が食物連鎖以外に考えがたいことについて、これまで公表された文献（他の研究者グループのものを含む。）を踏まえて説明した資料

#### (2) フグの無毒化の実証について

※ 佐賀県嬉野温泉で予定されている陸上養殖法と同条件で生産されたフグの無毒化について実証した資料